

【景観】 これまでの景観面での取組

豊かな自然や多くの歴史的資産、風情ある町並みが融合した京都らしい美しい景観を守るため、京都市ではこれまでから、市民の協力を得て、他地域にない厳しい規制を講じるなど、数々の取組を行って参りました。

自然景観については、市域面積の約 22%に当たる約 1 万 8 千 ha を風致地区に指定して自然の風趣の保全に努めるとともに、京都市が中心となって要望し、法制化された、いわゆる古都保存法の積極的な活用による土地の買入れや、京都市独自の制度である自然風景保全地区の指定によって歴史的風景の保全に努めてきました。

一方、市街地景観については、全国の指定面積の 8 割（景観法施行前時点）に相当する約 2 千 ha を美観地区に指定して建築物の高さの規制やデザインの誘導を行うとともに、京都市の制度がモデルとなった伝統的建造物群保存地区をはじめ、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区等の制度により、きめ細やかな規制や修理・修景に対する補助を行い、歴史的な町並み景観の保全、再生に努めてきたところです。

さらに、平成 16 年 6 月の景観法の制定を機に、速やかに景観政策の再編・拡充に向けた検討に着手し、平成 18 年 11 月には、歴史都市・京都にふさわしい景観の保全・創出の実現に向けて、市街化区域（約 1 万 5 千 ha）の 3 割以上にも及ぶ建築物の高さ規制の引下げや、景観地区、風致地区等の拡大及びデザイン基準の見直し、屋外広告物対策の強化、更には、眺望景観や借景の保全を行うため、新景観政策を取りまとめました。この新景観政策につきましては、平成 19 年 3 月の市議会での同政策に関連する 6 件の条例案の議決や、都市計画審議会での都市計画の変更案の承認を経て、同年 9 月 1 日から実施しました。

また、京町家の改修事業を支援するために設立した「京町家まちづくりファンド」と連携し、景観重要建造物の修理・修景に加え、必要に応じて買取りを行い、景観重要建造物を核として歴史的な町並み景観を再生する「新・歴史的景観再生事業」などの支援・誘導策にも積極的に取り組んでおります。

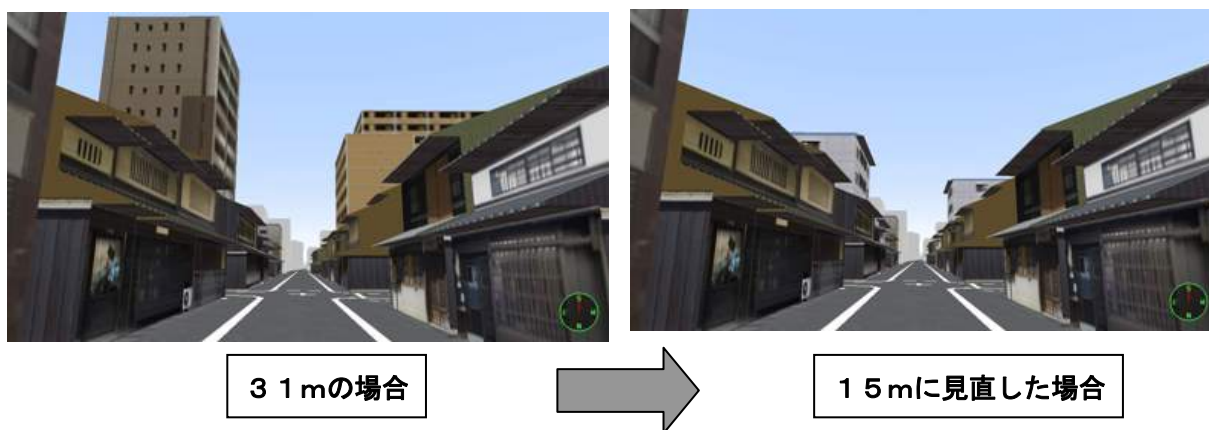
しかしながら、自然景観については、買い入れた広大な土地の適正な維持管理を十分に行うことができないことから、重要な樹木が駆逐され、山並み景観が変容してきています。また、市街地景観については、現行の建

築基準法の制度面での課題や、木造工法での改修等に伴う多額の費用負担、維持管理費、相続による税負担等の経済的な要因により、京町家をはじめとする伝統的な建築物の減少が続いております。

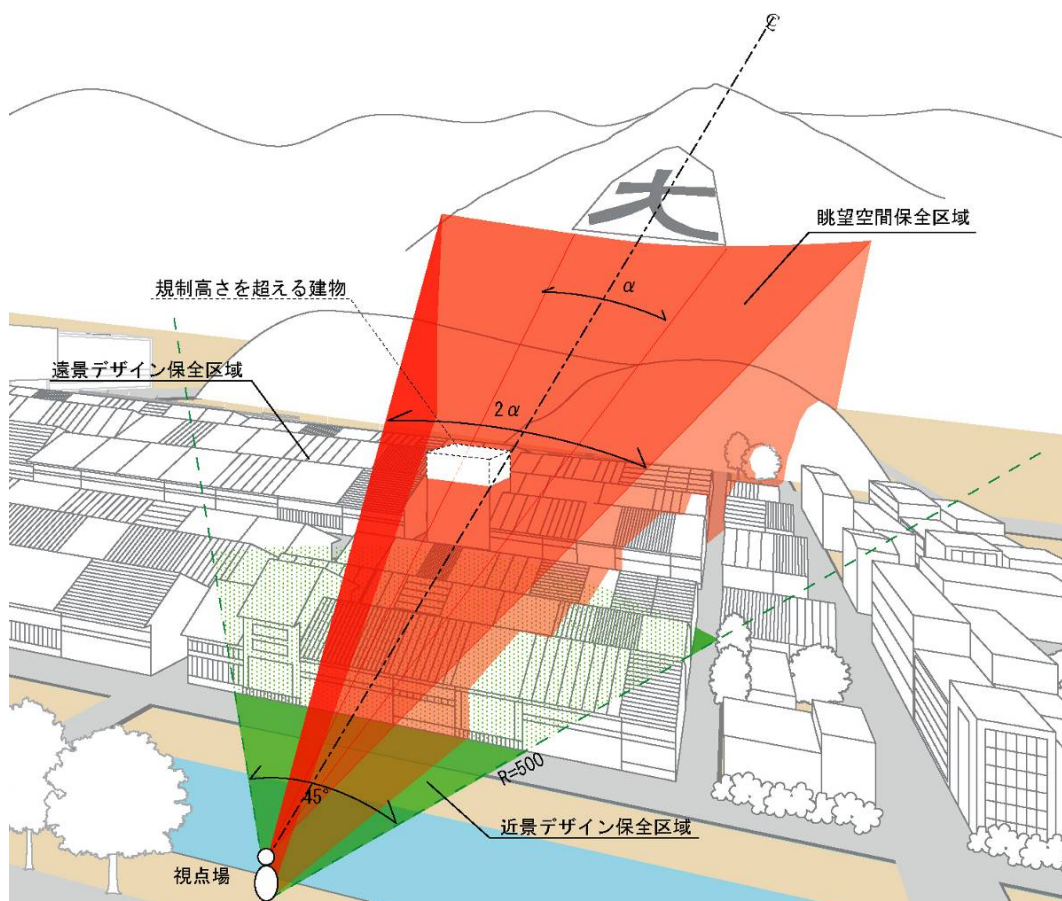
これらの緊急的な課題を解決し、京都の美しい景観を守るためには、税制度の抜本的な改革、伝統的建築物の保全・管理に対する更なる支援や法制度の整備等が求められるところです。このため、1－(1)から1－(8)の8項目のとおり提案・要望します。

○職住共存地区のシミュレーション

京町家と調和する建築物の高さ制限への見直し（31m→15m）



○眺望景観保全のための標高による高さ規制ライン



< 参考 >

○京都市景観整備制度に基づく地域・地区面積一覧

	地域地区名	指定面積等
自然・歴史的 景観	風致地区（17 地区）	約 17,938 ha （全国の 11%）
	歴史的風土保存区域（14 地区）	約 8,513 ha （全国の 42%）
	歴史的風土特別保存地区（24 地区）	約 2,861 ha （全国の 32%）
	自然風景保全地区	約 25,780 ha （独自制度）
	近郊緑地特別保全地区（2 地区）	約 212 ha （全国の 6%）
	特別緑地保全地区（2 地区）	約 26 ha （全国の 1%）
	近郊緑地保全区域	約 3,333 ha （全国の 3%）
市街地景観	景観地区（美観地区及び美観形成地区）	約 3,431 ha （全国の 54%）
	建造物修景地区	約 8,581 ha （景観計画に定められた地区）
	重要伝統的建造物群保存地区（4 地区）	約 15 ha （全国 80 地区）
	歴史的景観保全修景地区（3 地区）	約 14 ha （独自制度）
	界わい景観整備地区（7 地区）	約 145 ha （独自制度）
	沿道景観形成地区（1 地区）	約 17 ha （景観計画に定められた地区）
	眺望景観保全地域（38 地域）	約 42,246 ha （独自制度）
広告物	屋外広告物規制区域（21 種）	約 79,040 ha （独自の地域地区制度）
	屋外広告物等特別規制地区（6 地区）	約 20 ha （独自の地域地区制度）

（平成 20 年 4 月 1 日現在）